

(起案の趣旨等)

新病院に関する債務負担について、下記とお取り扱いすることとしてよろしいか伺うもの。

記

1. これまでの取り組み

○ PFIの取り組みについて、議会へ報告を行ったうえで3月に実施方針の公表を行い、6月議会で債務負担行為予算案を上程し、議決後、入札公告を行う予定としていた。

○ これまでの検討内容

- ・ 先行事例の課題を踏まえ、要求水準書の明確化や役割分担の明確化、契約内容の柔軟な変更など、PFIの効果を発揮できる仕組みを構築してきた。
- ・ 将来のリスク軽減という観点から、医療関連運營業務の一部業務について今回のPFI対象からはずすなど、対象業務の絞り込みを行ってきた。
- ・ 利子負担の軽減を図るため、施設整備資金は約半分を民間資金、約半分を起債で調達することとしていた。

2. 現状と今後の対応

経済の先行きの不透明性や先行事例での課題の顕在化、議会や審議会での懸念の声などもあり、入札手続きの開始となる入札公告にあたって、より安全で確実に事業を進めるという観点から、さらに慎重に検討を行うこととし、6月議会での債務負担行為予算案の上程を見送ることとする。

3. 検討の方向性

新病院の早期整備・早期開院は不可欠な課題であり、より確実性の高い病院PFIとするため、以下のような点についてさらに検討を行うもの。なお、開院時期は極力変更しない。

- ・ PFI対象業務のさらなる絞り込み（長期契約に伴うリスク回避等）
- ・ 施設整備資金における起債の拡大（財政負担の平準化等）